

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	熊毛・産業土木課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第3条
基準規定	周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第3条
審査基準	周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例第3条 （使用の許可） 第3条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、管理上必要な範囲内で、前項の許可に条件を付することができる。
標準処理 期間	7 日
備考	